

古平町地域おこし協力隊募集要項

<p style="text-align: center;">古平町 の概要</p>	<p>古平町は、北海道の積丹半島東側中央部に位置し、面積は 188.36k m²と北海道の総面積の 0.23%に相当し、道内 179 市町村のうち 138 番目となっています。</p> <p>総面積の約 90%が山林であり、地形は南北に長く、その中央を古平川が縦貫して河口周辺に市街地を形成しております。南北部を流れる丸山川沿いにも人口が集中し、町の東西に市街地が形成されています。また道都札幌市から西に約 75km の距離に位置し、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部で美しい景観に恵まれております。</p> <p>気候は日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響により比較的温暖であります。27 年度の降雪量は 853cm、最大積雪は 127cm と道内では比較的多いほうであります。</p> <p>主要産業は漁業と水産加工業であります。主な漁獲物は「ほっけ」「すけとうだら」「たこ類」「えび」「かれい類」であり、水産加工品は魚卵製品加工を主体としています。</p> <p>こうした状況のもと、町を活性化させる取り組みを行ってきているところですが、過疎化、少子高齢化が進み人材確保に苦慮しています。（H22 国勢調査人口 3,611 人 H27 人口 3,188 人。H28.12.31 住基人口による高齢化率 42.7%）</p> <p>このため、地域外からの人材や新たな発想・能力を積極的に誘致したく、地域活性化と一緒に取り組んでいただける方を募集します。</p>
<p style="text-align: center;">活動内容</p>	<p>【魅力発信推進員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ホームページ、SNS等を活用した町の情報発信 ②町外者との交流イベントの企画・運営 ③ふるさと納税業務 ④古平町産業振興協議会（仮称）への参加 ⑤観光振興のための組織設立・運営（6次産業推進のための組織） <p>※適宜、町産業課と連携して活動します</p>
<p style="text-align: center;">募集人員</p>	<p>1 名（活動場所は初年度は古平町役場 企画課）</p>
<p style="text-align: center;">応募対象</p>	<p>次の(1)～(9)に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)年齢：平成 29 年 4 月 1 日現在で概ね 60 歳以下 (2)居住地要件：過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に規定する対象地域又は、指定地域を有する市町村（政令指定都市を除く）に生活の拠点を置かない方 (3)平成 29 年 4 月 1 日までに隊員として着任し、古平町に住民票を異動できる方 (4)心身ともに健康で、誠実に職務を遂行できる方 (5)地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、業務に積極的に取り組み、精力的に活動できる方 (6)普通自動車運転免許を取得している方

<p>応募対象 (続き)</p>	<p>(7) パソコンを操作できる方（ワード、エクセル、メール、SNS の利用は必須） (8) 活動車両として自家用車（任意保険加入済）又はリース車両を持ち込める方 (9) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方</p> <p>※採用内示後、辞退が想定される方は、応募をご遠慮ください。辞退された場合、面接時に支給する交通費の返還等を請求する場合があります。</p> <p>※採用後、応募の内容に虚偽が見つかった場合は、隊員として活動を休止させ、任期を待たずに委嘱を取り消しますので、応募される方は細心の注意を払ってご応募ください。</p> <p>※地域おこし協力隊は、地域活性化を目的とした活動です。自分勝手な活動は許されませんので、ご注意ください。活動内容によっては、任期を待たずして、委嘱を取り消す場合があります。</p>
<p>勤務日数 勤務時間</p>	<p>(1) 原則として週 5 日勤務（早朝・夜間、土日祝日勤務あり、勤務日時の振替で調整） (2) 原則、8 時 45 分～17 時 30 分の 7 時間 45 分勤務（1 時間の休憩時間あり） ※活動内容により 7 時間 45 分を超えない範囲で変更できるものとします</p>
<p>休 暇 等</p>	<p>有給休暇及び特別休暇等（古平町臨時職員等取扱規則に準拠）</p>
<p>任用期間</p>	<p>(1) 地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する「非常勤の特別職」として古平町長が委嘱します。 (2) 委嘱期間は 1 年間とし、最長 3 年まで延長することができるものとします。 (3) 平成 29 年 4 月 1 日委嘱予定</p>
<p>給 与 等</p>	<p>(1) 月額 180,000 円（税、社会保険料等控除があります。） (2) 賞与、時間外手当、退職手当等の支給はありません。</p>
<p>待 遇</p>	<p>(1) 社会保険（厚生年金・健康保険）・雇用保険加入 (2) 業務上の災害については、町村非常勤職員公務災害で補償されます。 (3) 活動期間中の住宅について、月額 50,000 円を限度とし住宅費を支給します。ただし引越し費用、光熱水費は自己負担となります。なお公営住宅の斡旋もいたします。 (4) 業務で使用する車両は、自家用車等をご用意ください。借上げ料（燃料代含む）として定額で月額 25,000 円を支給します。 (5) パソコン等自己所有の機材を業務で使用する場合は、通信連絡費として定額で月額 10,000 円を支給します。 (6) 自己研鑽のため業務に必要な資格を取得する等の場合には、年額 500,000 円を限度として支給します。（必要な資格の内容については要相談） (7) 業務のために出張する場合は、旅費を支給します。（職員の旅費に関する条例に準拠） (8) その他、業務に必要なものについては、予算の範囲内で町が用意します。</p>

<p>守秘義務等</p>	<p>(1)職務上知り得た秘密は、地方公務員法第 34 条を準用しますので、遵守してください。退職後も同様とします。</p> <p>(2)交通違反については、古平町職員の基準により処分されることがあります。</p> <p>(3)心身の故障などにより、職務が遂行できなくなった場合に委嘱を取り消すことがあります。任期満了の場合は、通知されることなく退職となります。</p>
<p>応募手続</p>	<p>(1)申込期間 平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 2 月 28 日（火）必着</p> <p>(2)提出書類（提出された書類は返却しません）</p> <p>①履歴書・エントリーシート（別紙様式 1）</p> <p>②活動レポート（別紙様式 2）</p> <p>・「志望動機、自己 P R など」「地域おこし協力隊でどのような活動を思い描いているか」「古平町で【魅力発信推進員】以外にやってみたいこと」</p> <p>③住民票抄本（住所・氏名・生年月日・性別がわかるもの）</p>
<p>選考</p>	<p>(1)第 1 次選考（書類選考） 書類選考の上、結果を応募者全員に文書又はメールで通知します。</p> <p>(2)最終選考（面接） 第 1 次選考の合格者を対象に古平町にて面接を行います。詳細については、第 1 次選考結果の通知の際にお知らせいたします。</p> <p>※最終選考に参加される方については、公共交通機関の運賃相当の交通費（5 万円を上限）を支給します。なお自家用車を活用する場合も同様といたします。</p> <p>(3)最終選考結果の報告 最終結果（内定）は第 2 次選考終了後、5 日以内に文書又はメールで通知します。</p> <p>※住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者ではなくなり、採用を取消す場合があります。</p>
<p>その他</p>	<p>(1)募集に関する質問がある場合は、「地域おこし協力隊に係る質問事項について」と見出しを付けて郵送、F A X、メールのいずれかにより行ってください。</p> <p>(2)質問書には「質問内容」のほか、「住所」「氏名」「F A X 番号又は E メールアドレス」を明記してください。</p> <p>(3)質問に対する回答は、質問者にメール又は F A X にて回答します。</p>
<p>申込問い合わせ先</p>	<p>〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町 40 番地 4 古平町役場 企画課 企画調整係 TEL 0135-42-2181（内線 26.27） FAX 0135-42-3583 E-mail kikaku@town.furubira.lg.jp</p>